

令和2年11月11日

町立幼稚園、小中学校保護者 各位

与那原町教育委員会  
教育長 當山 健  
(公印省略)

### お子様が新型コロナウイルスに感染した場合等の園、学校への連絡について（依頼）

平素より、本町教育活動に御協力いただきありがとうございます。

さて、報道でもご存じの通り、現在新型コロナウイルス感染症の感染経路として、家庭内での感染が数多く報告されております。各幼稚園、小中学校においてはこれまで同様、細心の注意を払い感染症感染拡大防止に努めておりますが、このような現状の中、お子様が安全・安心な園、学校生活を送るためには、各家庭の御協力が必要となってまいります。

お子様及び保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症対策のため、毎朝の検温や健康観察等に御協力いただいているところですが、今後、本町内の幼稚園、小中学校で感染者が確認された場合には、感染の拡大を防ぐため、速やかに臨時休業等を行う必要があります。

つきましては、次のような場合には、必ず幼稚園、学校にお伝えいただきますようお願いいたします。

- お子様が新型コロナウイルスに感染した。
- お子様が濃厚接触者と特定された。(同居のご家族が感染した、感染した方と会食を共にした等)
- お子様がPCR検査対象となった。
- 同居家族がPCR検査対象となった。
- PCR検査日や検査結果が判明した。
- お子様に発熱や風邪症状がある。
- お子様と同居するご家族が、濃厚接触者に特定された、又は、発熱や風邪症状がある。

なお、園、学校における新型コロナウイルス感染症患者・濃厚接触者発生情報等は、プライバシー・個人情報保護及び情報管理に最大限の配慮をもってあたってまいります。

また、各幼稚園、小中学校においては、新型コロナウイルス感染症に関連するいじめや差別が起こらないよう、未然防止を徹底してまいります。

引き続き、御理解と御協力をお願いいたします。

- ※1 お子様が新型コロナウイルスに感染者と診断された場合や、お子様が感染者の濃厚接触者に特定された場合、お子様に発熱等の風邪の症状がみられる場合は、原則として学校保健安全法第19条の規定に基づく「出席停止」の措置が取られます。
- ※2 お子様や教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数・範囲で臨時休業を実施いたします。よって、濃厚接触者の特定に時間を要しない場合や、濃厚接触者がいない等の場合においては、必ずしも臨時休業を実施するものではありません。【状況によって、臨時休業の日数や範囲(学級単位、学年単位、学校全体等)は異なってきます】
- ※3 今のところ、感染症患者等の発生時における保護者の皆様へのご連絡【臨時休業の期間や範囲(学級単位、学年単位、学校全体等)】は、プライバシー・個人情報保護の観点から、町及び学校ホームページ掲載を避け、「すぐメール」のみといたします。「すぐメール」登録がお済みでない保護者様は、ぜひ登録をお願いいたします。

【本件の問い合わせ】学校教育課：仲程 俊浩  
TEL：098-945-2361 FAX098-946-6074